

おおいたの^{もり}森林づくりシンボルマーク使用規定

(目的)

第1条 この規定は、第45回全国育樹祭のシンボルマークを大会終了後に引き続き「おおいたの^{もり}森林づくりシンボルマーク」(以下「シンボルマーク」という)として使用する際に必要となる事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 シンボルマークのデザインはおおいたの^{もり}森林づくりシンボルマークデザインマニュアル(以下「デザインマニュアル」という。)」に定めるものをいう。

(使用承認)

第3条 シンボルマークの使用承認を受けようとする者(以下「使用者」という。)は、あらかじめ「おおいたの^{もり}森林づくりシンボルマーク使用承認(変更)申請書」(様式第1号)に必要な書類を添付して、大分県農林水産部森との共生推進室長(以下「室長」という。)に提出し、その承認を受けなければならない。また使用内容に変更が生じた場合も、同様の様式により使用承認変更申請書を提出し、承認を受けなければならない。

ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- (1) 大分県(以下「県」という。)が主体となって実施するイベント等で利用するとき。
- (2) 国又は地方公共団体が森林・林業・木材利用関連の広報目的で利用するとき。
- (3) 県内の林業関係団体が森林・林業・木材利用関連の広報目的で利用するとき。
- (4) 報道機関が森林・林業・木材利用関連イベント等の広報目的で利用するとき。
- (5) 県内の学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校が、児童、生徒及び学生に対して、森林・林業・木材利用関連の行事等を行う目的で利用するとき。

2 前項の使用承認申請書を受理した場合、室長は「おおいたの^{もり}森林づくりシンボルマーク使用承認協議結果通知書」(様式第2号)をもってその可否を使用者に通知しなければならない。

(利用の制限)

第4条 室長は、次のいずれかに該当するときは、シンボルマークの使用を承認しない。

- (1) 営利目的の使用であると判断されたとき。
- (2) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- (3) 県のイメージや品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになるとき。
- (4) 第三者の利益を害すると認められるとき。
- (5) 特定の個人、政党、宗教団体を支援し、又は支援するおそれがあると認められるとき。
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に定める営業を行う者が使用するとき及びこれらの者が商品等を販売するとき。
- (7) シンボルマーク等の使用によって、特定の企業、団体、又は商品等のキャラクターと誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められるとき。
- (8) デザインマニュアルに定められた使用方法に従うものでないとき。

(9) その他室長が不相当と認めるとき。

(承認の条件)

第5条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守し使用しなければならない。

- (1) 承認された用途および内容にのみ使用し、承認時に付した使用条件に従うこと。
- (2) 提供されたシンボルマークに係る素材データを第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) デザインマニュアルに従うこと。ただし、室長が必要と認める場合はその限りでない。
- (4) 原則として、シンボルマークを使用する物件には「おおいたの^{もり}森林づくりシンボルマーク」と明示すること。ただし、その形状等から明示することが困難な場合を除く。
- (5) 使用物件の完成見本を、速やかに室長に提出すること。ただし、完成見本の提出が困難なものについては、その写真の提出をもって代えることができる。
- (6) シンボルマークの使用に際しては、事故等が発生しないよう万全の配慮を行い、当該使用により第三者に損害を与えたときは、これに対し使用者が全責任を負うこと。
- (7) 故意又は過失により県等に損害を与えた場合、これによって生じた損害は使用者が全て賠償すること。

(使用状況の報告等)

第7条 室長は、使用者に対し、「おおいたの^{もり}森林づくりシンボルマーク」使用状況について、任意様式により使用者に報告を求めることができる。

(承認の取消し)

第8条 室長は、シンボルマークの使用状況が承認の条件に違反していると認められるときは、「おおいたの^{もり}森林づくりシンボルマーク承認取消通知書」(様式第3号)により、承認を取り消し、即時使用の停止を命ずるとともに、必要により使用物件の回収を命ずることができる。

2 第1項の規定により当該承認に係る使用物件の回収を命ぜられた者は、速やかに使用物件を回収し、室長に回収状況を報告しなければならない。

(使用料)

第9条 シンボルマークの著作権使用料等については、無料とする。

(その他)

第10条 この規定に定めるもののほか、シンボルマークの取扱いに関して必要な事項は、室長が別に定める。

(附則)

この規定は、令和5年4月5日から適用する。